

新市建設計画

横手平鹿 8 市町村合併協議会

平成 17 年 3 月

平成 28 年 3 月 変更 横手市

令和 2 年 3 月 変更 横手市

目 次

第 1 章	序 論	
	1 合併の必要性	1
	2 新市建設計画の策定方針	3
第 2 章	新市の概況	
	1 新市の現況	4
	2 地域の特性と課題	8
	3 人口及び世帯の見通し	1 0
第 3 章	新市建設の基本方針	
	1 まちづくりの基本理念	1 2
	2 新市の将来像	1 3
	3 まちづくりの基本的方向	1 4
	(1) 人にやさしく住みよいまちづくり《都市生活環境》.....	1 4
	(2) やさしさあふれ元気なまちづくり《健康福祉》	1 5
	(3) 豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり《産業振興》	1 5
	ひと	
	(4) 市民が生き生き学び文化の薫るまちづくり《教育文化》	1 5
	(5) あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり《住民参画交流》	1 6
	4 新市のまちづくりゾーニング	1 7
第 4 章	新市の施策・主要事業	
	1 施策の体系.....	2 1
	(1) 都市生活環境の整備	2 2
	(2) 健康福祉の充実	3 1
	(3) 産業の振興	3 6
	(4) 教育・文化の充実	4 1
	(5) 住民参画交流の推進	4 5
	2 新市の重点プロジェクト	4 8
第 5 章	新市における県事業の促進	
	1 秋田県の役割	5 9
	2 新市における秋田県事業	5 9
第 6 章	公共施設の適正配置と整備	
	1 整備の基本方針	6 2
	2 公共施設の適正配置と整備計画	6 2
第 7 章	財政計画	
	1 各項目の考え方	6 3
	2 歳入歳出の推移	6 7
第 8 章	建設計画の推進に向けて	6 8

第 1 章 序 論

1. 合併の必要性

国においては、地方分権の時代は厳しい地域間競争の時代でもあり、「自己決定・自己責任」に基づく足腰の強い市町村と“自立できる地域の創造”を唱え、このための有効な手法として「市町村合併」を進めています。

横手平鹿地域において合併が必要とされる理由としては、次のものがあげられます。

（１）少子・高齢化の進展や環境の時代に伴う行政ニーズの多様化への対応

本地域では、県平均を上回るペースで少子・高齢化、過疎化が進んでいます。こうした中、地域活力の低下が懸念される一方で、行政ニーズの高度化、多様化が予想されます。このため、これらに対応できる行財政基盤の充実に併せ、環境保全や廃棄物処理、自然災害などへの広域的な対応が求められています。

（２）生活圏の拡大への対応

交通手段の発達やライフスタイルの変化等により、通勤通学や買い物をはじめとする日常生活の行動範囲が行政区域を大きく超えて広がっています。

こうした生活圏の広がりに対応して住民の利便性を向上させるため、横手平鹿広域市町村圏組合をはじめとした一部事務組合など、広域行政制度の活用が図られてきました。

これをさらに総合的・一体的に発展させるためには、一つのまちとして重要な意思決定や施策を行うことがより効率的であり効果的な状況となっています。

（３）地域間競争力の強化

我が国の経済は低迷しており、秋田県全体を含め本地域においても、これまで以上に地域経済の活性化を図り、住民と行政が一体となって地域間競争力を高めていく必要があります。

地域経済基盤の強化のためには、地域の総合力の向上を図ることが必要であり、8市町村が一つの自治体となって、一体的・重点的な施策を展開することによる効果が期待されます。

（４）地方分権の進展への対応

地方分権が本格的に進展し、自治体や地域の自己責任能力が一層強く求められる時代となっており、その能力の違いが、行政サービスや地域活力に直接的に影響することになります。

市町村は、住民にとって最も身近な自治体であり、今後、地域社会に関するさまざまな行政施策を総合的に展開していくことが重要となっていることから、行財政基盤の充実や行政組織の効率化などを積極的に推進していく必要があります。

また、権限委譲による自己決定権を拡充するとともに、職員の資質向上に努め、住民が望む専門的で高度なサービスをいままで以上に提供できる力をつける必要があります。

（５）国・地方の財政状況の悪化への対応

国・地方の財政状況が厳しさを増し、また地方分権が進展していく中で、自主財源の確保や効率的な行政運営に努め、基礎的自治体としてのサービスが出来るように取り組む必要があります。

特に、国や地方の財政は、バブル経済の崩壊とその後の長引く景気の低迷等により、慢性的な債務超過に陥り、平成 16 年度末の国と地方の長期債務は、約 719 兆円（国民一人当たりおよそ 570 万円）にものぼることが見込まれています。

さらに、国の「三位一体の改革」により、税源移譲が進むものの地方交付税の見直しや各種補助金の削減がなされ、地方自治体の行財政運営は現状よりますます厳しくなっていくことが予想されます。

こうした状況のもと、国や県の財源依存度の高い本地域の各市町村においては、この影響を直接的に受けることになりますが、住民サービスの充実や安定的な供給を図るためには、自治体が一定の規模を持つことによる行財政基盤の強化が不可欠であると考えられます。

今後、各市町村が互いの良さを認識し、共に手をつなぎ合い、住民と行政の協働・連携と横手平鹿の豊かで多彩な自然や資源（人材・文化・産業等）など地域の可能性を十分に生かして、過去の行政にはなかった新しいまちの創造に向けて議論を進め、自立した基礎的自治体としての新市を確立する必要があります。

2. 新市建設計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、合併特例法第5条に基づき作成するものであり、横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町の8市町村が合併した後の新市の進むべき方向と、これを実現するための方策を明らかにしたものです。

そして、各種施策を実施し新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図り、新市の均衡ある発展を目指そうとするものであり、合併後、新市において策定する総合計画の基本となるものです。

(2) 計画の構成

本計画は、「新市建設の基本方針」「新市建設の根幹となるべき主要事業（主要施策及び重点プロジェクト、新市における県事業等）」、「公共施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心として構成し、新市建設に必要な主要事業を整理し、健全な行財政運営を目指すものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から令和7年度までの21ヵ年とします。

(4) 行財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国及び県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積ることなく、健全な財政運営を行うことを基本にします。また、行政運営に支障のない範囲での職員定数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

なおかつ、合併によって住民生活に急激な変化が生じないように努めるとともに、地域バランスに配慮した均衡ある発展を目指します。

第 2 章 新市の概況

1. 新市の現況

(1) 位置、面積、交通等

横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町の 8 市町村で構成される新市は、秋田県の県南地域として東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地に位置し、東西に約 45 k m、南北に約 35 k m の広がりを見せています。総面積は 693.59k m²で秋田県の約 6.0%を占めています。

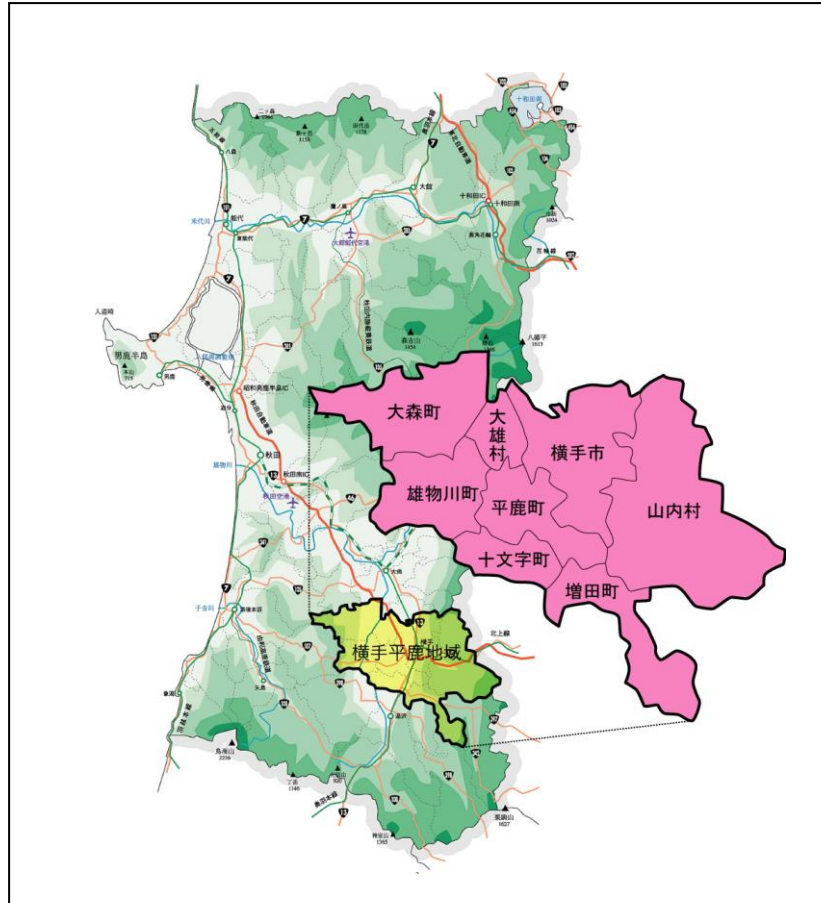
本地域の土地利用については、耕地が 182k m²、森林が 374k m²、原野 26k m²、宅地 23k m² となっており、県内の平均値と比較してみても、耕地（田畑）と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しているとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候については、内陸盆地であるため一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で 12 月から 3 月までは積雪を観測します。

鉄道については、地域内に J R 奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約 3 時間 40 分、北上駅を経由して東北新幹線で約 4 時間 10 分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道 13 号と国道 107 号が地域内で交差し、平成 9 年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに 45 分で結んでいます。また、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、国道 342 号と 397 号が東に走り岩手県一関市、水沢市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

図表1 位置図



（２）人口、世帯等

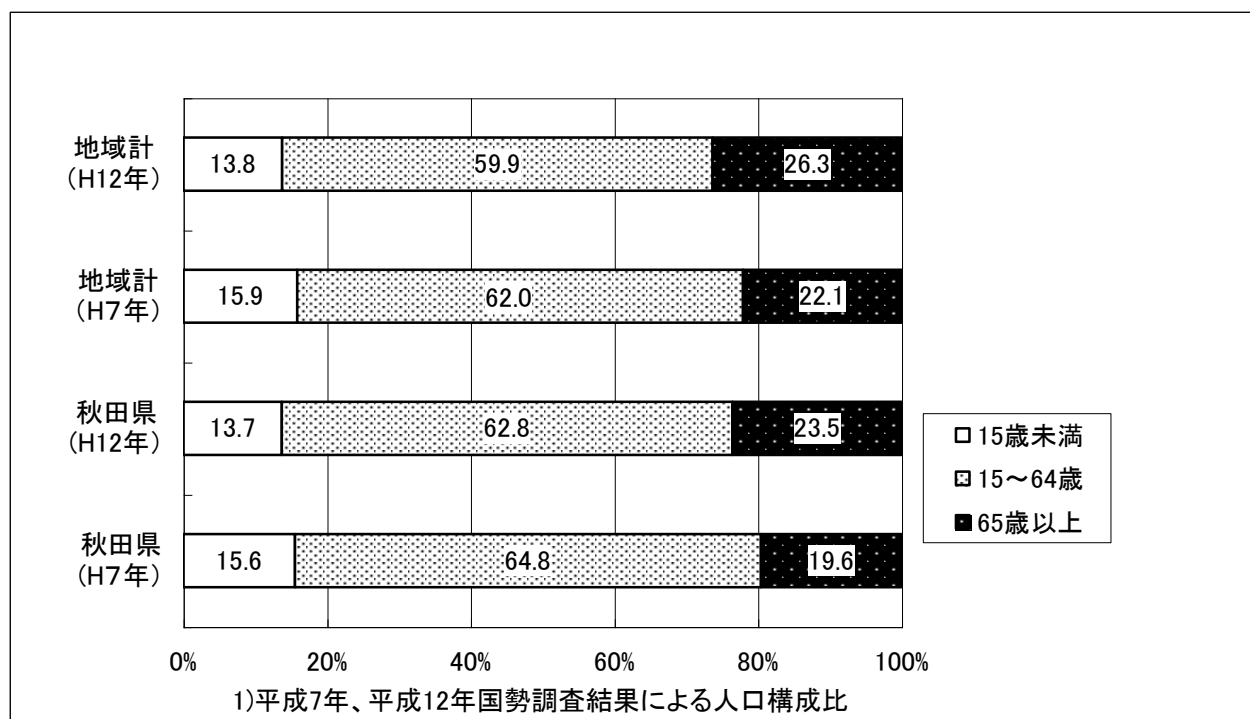
人口については、平成 12 年の国勢調査によると、8 市町村の総人口は 109,004 人で前回調査の平成 7 年より 3.2%、3,596 人の減少となっています。一方、総世帯数は 31,572 世帯と前回の平成 7 年より 2.7%、834 世帯増加しています。（11 ページ図表 3）

昭和 55 年以降の推移をみると、人口は昭和 55 年をピークとして減少傾向にありますが、総世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。

年齢三区分別人口についてみると、65 歳以上の老年人口の構成比は 26.3%で平成 7 年の前回調査より 4.2 ポイント（秋田県 3.9 ポイント）増加の 28,661 人となっています。また、0 歳から 14 歳までの年少人口の構成比は 13.8%で、前回調査より 2.1 ポイント（秋田県 1.9 ポイント）減少の 15,033 人となっています。

秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本地域では秋田県の平均を上回る高齢化率となっています。（図表 2、11 ページ図表 3）

図表 2 年齢三区分別人口構成比の推移



（３）産業、財政規模等

産業規模についてみると、本地域における就業者の合計は平成 12 年国勢調査によると 55,968 人で、産業別では、第 1 次産業 10,040 人（18.0%）、第 2 次産業 17,082 人（30.5%）、第 3 次産業 28,798 人（51.5%）となっています。（11 ページ図表 3）

このうち、農業については、総農家数 11,982 戸、農業産出額 290.1 億円、工業については、事業所数 301 事業所、従業者数 8,554 人、製造品出荷額等 1,001.6 億円、商業については、商店数 1,984 店、従業者数 10,131 人、年間商品販売額 2,375.9 億円となっています。（2000 年世界農林業センサス、平成 14 年生産農業所得統計、平成 15 年工業統計調査、平成 14 年商業統計調査）

また、観光客については、平成 15 年には年間約 335 万人が本地域を訪れており、平成 10 年と比較して 27.9%増加しています。（平成 15 年秋田県観光統計）

今後、合併を契機として各種施策や事業の実施、地域資源の有効活用、施設間連携等により観光をはじめとした産業の振興が期待されます。

財政規模については、平成 15 年度の 8 市町村の歳入歳出決算額の合計額でみると、歳入額が 496.3 億円、歳出額が 481.8 億円となっています。合併後においても国や県等の財政状況の厳しさが見込まれることから、自立化に向けた取り組みをより一層強化し、適切な行財政運営に努める必要があります。（市町村決算の概要）

2. 地域の特性と課題

新市は、横手盆地の広大な大地と豊かな緑や清流に恵まれた自然環境を有しており、これを生かした田園からは多様な農産物が生産されています。また、自然災害が少なく安心して暮らせる生活環境の整備に併せ、都市機能の整備も比較的順調に進展してきました。

さらに新市は、鉄道と高速道路等が交差する秋田県南地域の交通の要衝であり、誇れる歴史や文化、多彩で豊富な観光・レクリエーション資源、充実した公共施設があるなど、さまざまな地域特性を有し、発展の可能性が多く秘められています。

こうした発展可能性を踏まえ、新市においては、まちづくりを進めるうえで、次のような課題があげられます。

（１）住民参加と行政サービスの充実したまちづくり

地方分権時代の到来を踏まえ、新市として新しい地方自治の確立を図るため、すべての住民の自主的な参画と協力、各種の民間団体や民間企業等との連携による協働のまちづくりを進めていく必要があります。また、多様化する行政需要に対応し、住民サービスの一層の向上と充実に向けて行財政運営の効率化、高度化を進めることに併せ、新しいまちづくりに向けて行政組織の充実を図り、新市全域にわたるバランスのとれたまちづくりが必要となります。

（２）人口減少と少子・高齢化に対応したまちづくり

地域における人口減少と少子・高齢化に対応するため、地域振興や活性化対策の推進による就業機会の創出を図るとともに、子どもを安心して生み育てられる環境や教育環境の整備、地域コミュニティの維持などが必要になります。また、安全で快適な住民生活を確保していくためには、身近な生活地域から広域的な生活圏域に至るサービスの総合的・一体的な連携による保健・福祉・医療の充実を図ることが必要となります。

（３）新たな産業振興方策に基づくまちづくり

若者や高齢者も就業の機会に恵まれたいきいきとした地域にしていくため、自然環境を生かした魅力ある農業の振興、多彩な自然や地域資源と産業の融合が図られた観光の振興、地域に根ざした個性ある商業の振興、既存企業の育成や工業団地への企業誘致、ニュービジネスへの支援による新産業の創出など、新たな産業振興方策に基づくまちづくりが必要となります。

（４）総合的・一体的なまちづくり

新市の地域特性や機能連携を生かした総合的・一体的なまちづくりを行うため、豊かで多彩な自然や地域資源の保全・活用を図りつつ、農業生産流通機能の強化、工業振興拠点の位置づけ、健康福祉交流地域の形成などに併せ、地域間の連携強化や広域的な連携交流が必要となります。

（５）定住と交流・連携のまちづくり

定住と交流・連携によるまちづくりを行うため、新市の交通の要衝としての特性を最大限に活用しつつ、長期的・広域的な視点に基づいた適正な土地利用、地域間の連携や交流を促す安全で快適な道路・交通網の整備、高度情報通信ネットワーク社会の構築に努めることが必要となります。また、雪や災害等に強いまちづくりを一層進め、新たな定住と交流を促し、便利で安全かつ魅力的なまちづくりに取り組むことが必要となります。

3. 人口及び世帯の見通し

(1) 人 口

① 総人口

本地域における人口について推計すると、平成 12 年の総人口 109,004 人に対し、10 年後の平成 22 年では約 100,700 人、20 年後の平成 32 年では約 90,400 人となることが予測されます。(11 ページ図表 3)

② 年齢三区分別人口

年齢三区分別人口についてみると、総人口の減少が見込まれる中で、年少人口（0～14 歳）は平成 32 年まで一貫して減少し、構成比率も 11.2% (10,120 人) と減少するものと予測されます。

生産年齢人口（15～64 歳）については、年少人口（0～14 歳）と同様の減少傾向を示し、平成 32 年の構成比率では 51.7% (46,707 人) になるものと予測されます。

老年人口（65 歳以上）については、高齢化の着実な進展に伴って増加することが見込まれ、平成 32 年の構成比率では 37.1% (33,585 人) になるものと予測されます。(11 ページ図表 3)

③ 就業人口

就業人口については、総人口の減少に伴い同様の減少傾向が続くものと見込まれます。

このうち第 1 次産業就業者数は年々減少し、平成 32 年には約 3,300 人、就業者に占める構成比率では 7.5% になるものと予測されます。

第 2 次産業就業者数については、平成 12 年から年々増加傾向を見せており、平成 32 年には約 17,600 人、就業者に占める構成比率では 40.0% になるものと予測されます。

第 3 次産業就業者の構成比率については、経済情勢の変化等により平成 17 年に落ち込みを見せるものの、平成 22 年より再び増加傾向となり、平成 32 年には 52.5%、約 23,000 人になるものと予測されます。(11 ページ図表 3)

(2) 世 帯

世帯数については、核家族化の一層の進行等により、平成 17 年以降平成 27 年まで増加しますが、平成 32 年には減少し約 32,000 世帯になると予測されます。

また、1 世帯当たりの人員は、平成 12 年の 3.45 人から平成 32 年には 2.82 人へと減少することが予測されます。(11 ページ図表 3)

図表3 人口及び世帯の見通し

(単位：人、％)

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総 人 口		112,600	109,004	104,866	100,731	95,905	90,412
年 齢 三 区 分 別 人 口	年 少 人 口 (0 ～ 1 4 歳)	17,857	15,033	13,182	12,002	11,100	10,120
	構 成 比	15.9%	13.8%	12.6%	11.9%	11.6%	11.2%
	生 産 年 齢 人 口 (15 ～ 64 歳)	69,875	65,310	61,388	57,932	52,489	46,707
	構 成 比	62.0%	59.9%	58.5%	57.5%	54.7 %	51.7%
	老 年 人 口 (6 5 歳 以 上)	24,868	28,661	30,296	30,797	32,316	33,585
	構 成 比	22.1%	26.3%	28.9%	30.6%	33.7%	37.1%
就 業 人 口	総 就 業 者	57,824	55,968	55,169	51,713	47,870	44,004
	第 1 次 産 業	11,976	10,040	7,781	5,932	4,453	3,314
	構 成 比	20.7%	18.0%	14.1%	11.5%	9.3%	7.5 %
	第 2 次 産 業	17,895	17,082	19,344	19,099	18,468	17,614
	構 成 比	31.0%	30.5%	35.1%	36.9%	38.6%	40.0%
	第 3 次 産 業	27,921	28,798	28,044	26,683	24,948	23,077
	構 成 比	48.3%	51.5%	50.8%	51.6%	52.1%	52.5%
世 帯 数		30,738	31,572	31,891	32,249	32,323	32,078
1 世 帯 当 り 人 員		3.66	3.45	3.29	3.12	2.97	2.82

(注1)：平成7年、12年については国勢調査を使用し、推計部分についてはコーホート要因法（移動率一定型）により算出した。

(注2)：産業別就業者数の総数は分類不能を含む。また、推計にあたっては、昭和50年、55年、60年及び平成2年、7年、12年の6時点の趨勢値を総就業者数で合計調整を行った。

(注3)：世帯数は、平成2年、7年、12年の3時点の趨勢値である。

第3章 新市建設の基本方針

1. まちづくりの基本理念

新市におけるまちづくりのテーマは、地域住民と行政の協働のもとで、横手平鹿8市町村の地域特性や機能を十分発揮することにより、産業が活性化し、都市的機能や行政サービスの充実向上が図られ、一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域新都市の創造にあります。

こうしたことを考慮し、次の基本理念のもとにまちづくりを推進していきます。

（１）自然や歴史を大切にし社会経済活動が活発なまち

横手平鹿地域の豊かな自然の保全活用を基本とし、人や歴史・文化、観光・レクリエーションなど多彩な地域資源を活用して、まちづくり活動や経済活動などが活発な、魅力に富んだ県南の中核的都市の創造を目指します。

（２）人を大切にして心のあたたかさが実感できるまち

横手平鹿地域の気質が良く人情味豊かな地域性を大切にしつつ、人と人とのつながりや交流を尊重し、住民が安らぎとあたたかさを感じ、豊かでにぎわいのある生活を実感できる、日本一住みよいまちづくりを目指します。

（３）自主・自立、連携と協働でつくるまち

まちづくりは、横手平鹿地域に生活する全ての人々の参画が基本となります。共通の目標に向かって、住民・NPO・団体・企業などと行政が手を取り合い、協働して自主性、自立性のあるまちづくりに取り組み、住民誰もが愛着と誇りを持てる都市を目指します。

2. 新市の将来像

こうしたまちづくりの基本理念のもと、新市のまちづくりにおける将来像を次のように設定します。

豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市

3. まちづくりの基本的方向

新市の将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を実現するため、次の5つをまちづくりの施策の基本的方向とします。総合的かつ計画的な新市のまちづくりのため、各分野における施策・事業を積極的に実施します。

また、各分野の施策・事業の実施にあたっては、将来像実現のため事業間の連携を密にしながら推進します。

- (1) 人にやさしく住みよいまちづくり《都市生活環境》
- (2) やさしさあふれ元気なまちづくり《健康福祉》
- (3) 豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり《産業振興》
- (4) ^{ひと}市民が生き生き学び文化の薫るまちづくり《教育文化》
- (5) あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり《住民参画交流》

(1) 人にやさしく住みよいまちづくり《都市生活環境》

人と環境にやさしく、安心して快適に、うるおいを感じながら暮らせる生活環境の整った住みよいまちを目指します。

このため、環境にやさしい資源循環型社会の形成に努め、ごみ対策や環境保全対策の充実、雪や災害に強いまちづくり、交通安全対策の充実、上下水道の整備、バリアフリー化の推進など、生活の安心と安全を確保し快適でうるおいのある定住環境づくりを進めます。

さらに、広域的な交流が活発に展開されるなかで、安全・快適で、魅力的な暮らしと効率的な産業活動が行えるよう、それらを支える基盤が備わったまちを目指します。

このため、地域の特性を生かしつつ土地の有効活用を推進するとともに、便利で安全・快適な道路網の整備、生活交通の確保、情報通信の技術革新への対応などに取り組みます。

（２）やさしさあふれ元気なまちづくり《健康福祉》

住民が、家庭や地域においてやさしさや安らぎを感じながら、健康で元気に生活できるよう保健・福祉・医療が連携した高度なサービスの継続的な提供を目指します。

このため、子どもが健やかに生まれ育つための環境整備や高齢者の生きがい施策、障害者（児）福祉、母子（父子）福祉及び低所得者福祉の充実など、地域福祉の一層の充実向上に努めます。

また、高度情報通信システム等を活用した医療システムを構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めるなど、少子・高齢社会に対応する諸施策を進め、みんなで支え合う地域ケアシステムの形成に取り組みます。

（３）豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり《産業振興》

地域の立地条件や多彩な地域資源を生かしつつ、産業間の連携強化や人・もの・情報の交流の活性化を図り、地域固有の環境にやさしく豊かな自然と調和する産業の振興を目指します。

このため、雪との共生や高度情報通信システムの活用を図りつつ、資源循環型社会の下での農林業、工業、商業、観光等の活力ある産業振興に併せ、農林業の６次産業化・高付加価値化を促進し、地場産業の振興やコミュニティ・ビジネス等による新たな産業の創造と雇用の場の創出に努めます。

（４）^{ひと}市民が生き生き学び文化の薫るまちづくり《教育文化》

地域の自然、景観、歴史、伝統文化等の地域資源を活用する社会教育や、さまざまな交流を通して市民（ひと）が生き生きと豊かな人間性をもつ文化の薫るまちづくりを目指します。

このため、子どもから高齢者までさまざまな世代の交流を広げていくとともに、生涯学習社会の構築や学校教育の一層の充実、スポーツ・レクリエーション等の余暇活動が享受できる環境づくりを進め、一人ひとりが輝き尊重される地域社会づくりに取り組みます。

また、地域における伝統文化の継承や掘り起しなどを通じて郷土意識の醸成を図るとともに、伝統と新しい文化とが融合した新市独自の文化の創造・発信に努めます。

（５）あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり《住民参画交流》

住民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働により、住民の知恵を生かした住民が主役のまちづくりを推進します。

このため、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において女性も男性もそれぞれの個性と能力を十分発揮できるような環境づくりに努めます。さらに、男女が社会の対等なパートナーとして、仕事や家庭生活、地域活動に取り組めるよう審議会等への女性の登用を図るなど、いろいろな方針決定の場への参画を促します。

また、地域間交流をはじめとした積極的な国内交流活動、国際交流活動の推進に併せ、的確な行政情報の提供のもと、住民と行政による対話とふれあいを大切にするまちづくりに取り組みます。

4. 新市のまちづくりゾーニング

(1) 5つのゾーニング

新市の地形、風土や歴史的なつながり、都市化の状況、鉄道や道路網、地域資源の分布などを踏まえ、5つのゾーニングを行い、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

①都市機能形成交流ゾーン

この地域は、現在の横手市役所周辺地区、JR横手駅東西周辺地区及び秋田自動車道、国道13号と国道107号が交差している周辺地区を経て国道13号沿いに南下し、十文字町の中心部にかけての範囲で形成されており、商業・工業・流通機能、医療福祉施設、公園や観光・文化交流施設等、広域的な公共公益施設が立地しています。

また、住宅地は、中心商業地を取り巻くように既存住宅街が形成されており、伝統的なたたずまいを有する町並みも多く残されています。

本ゾーンにおいては、新市の中心的な都市拠点の形成を目指して、高次都市機能や交流機能等の充実・強化を図ります。

また、既存住宅地の環境改善と良好な住宅地の形成に努めます。

②農業生産田園居住ゾーン

この地域は、新市の中央に位置し総面積の約三分の一を占めています。東北屈指の穀倉地帯であり、稲作を中心として果樹、野菜、花き、畜産等の多様な農業生産によって地域経済が支えられています。

また、この地域には、良好な緑地広場や水辺空間等が整備されている河川公園、桜づつみがあり、県下一の大河雄物川や白鳥飛来地として名高い皆瀬川が流れています。

本ゾーンにおいては、地域の特産である農産物の供給・流通機能をさらに高めることを目指します。また、農業体験学習や農業技術の相互研修等の展開により、他地域との交流の活性化を図ります。

緑と水の良好な自然環境の中で、豊かな田園風景の広がる田園居住の実現を目指します。

③健康福祉交流ゾーン

この地域は、大森町の南部シルバーエリアや町立大森病院を核とした「健康の丘おおもり」、大雄村の大和更生園、すこやか大雄、雄物川町の特別養護老人ホーム雄水苑など医療施設や福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設等が整備されています。

本ゾーンにおいては、この充実した環境をフルに活用して、市民が健康で元気に生活できるよう保健・福祉・医療が一体となった高次のサービス提供を目指します。

④自然活用交流ゾーン

この地域は、新市の東部に位置し豊かな森林と丘陵で形成されており、山筋をＪＲ北上線、秋田自動車道と国道 107 号、国道 342 号及び国道 397 号が横断し、岩手県の北上市方面や水沢市、一関市方面等とつながっています。

また、この地域には、横手市の後三年の役に関わる金沢資料館や金沢公園・金沢柵跡、平鹿町のいこいの森やゆっふる、山内村のあいのの温泉・南郷温泉・三又温泉等の温泉群や自然体験型の鶴ヶ池公園、大松川ダム公園や道の駅さんない、増田町の真人公園や、釣りキチ三平の里の天下森スポーツ・レクリエーションエリア、上畑温泉さわらび・ゆ〜らく等があります。

本ゾーンにおいては、広大な自然環境の保全を基本としつつ、歴史的資源や温泉、森林資源等を活用し、学習と健康・交流、観光リゾート拠点として利用促進を図ります。

⑤森林保全交流ゾーン

この地域は、新市の西部に位置し、出羽丘陵からなる森林と丘陵地で形成されており、松茸を産出する赤松林が連なります。山筋を国道 107 号が横断し、東由利町を介して本荘市方面（日本海や国道 7 号）とつながっています。

また、この地域には、大森町のほろわの里資料館、県立保呂羽山少年自然の家、雄物川町の町民いこいの森キャンプ場、童子ヶ沢スキー場等があります。

本ゾーンにおいては、森林資源の保全を基本としつつ、自然を活用したレクリエーション、森林体験学習等の促進と農林産物を活用した交流により地域活性化を図ります。

(2) 拠点地区の設定

工業振興拠点地区及び8つのまちづくりの拠点地区を設定し、ゾーン間の交流・連携を図り、総合的・一体的なまちづくりを進めます。

①工業振興拠点地区

秋田自動車道横手インターチェンジ南側に位置する秋田県の横手第二工業団地や柳田工業団地をはじめとし、新市にはいくつかの工業団地があります。

これらを工業振興拠点地区として位置づけ、積極的に企業誘致に取り組み、地域における新たな就業の場の確保に努めます。

②拠点地区と交流・連携

5つのゾーンにおいて8つの拠点地区を位置づけます。

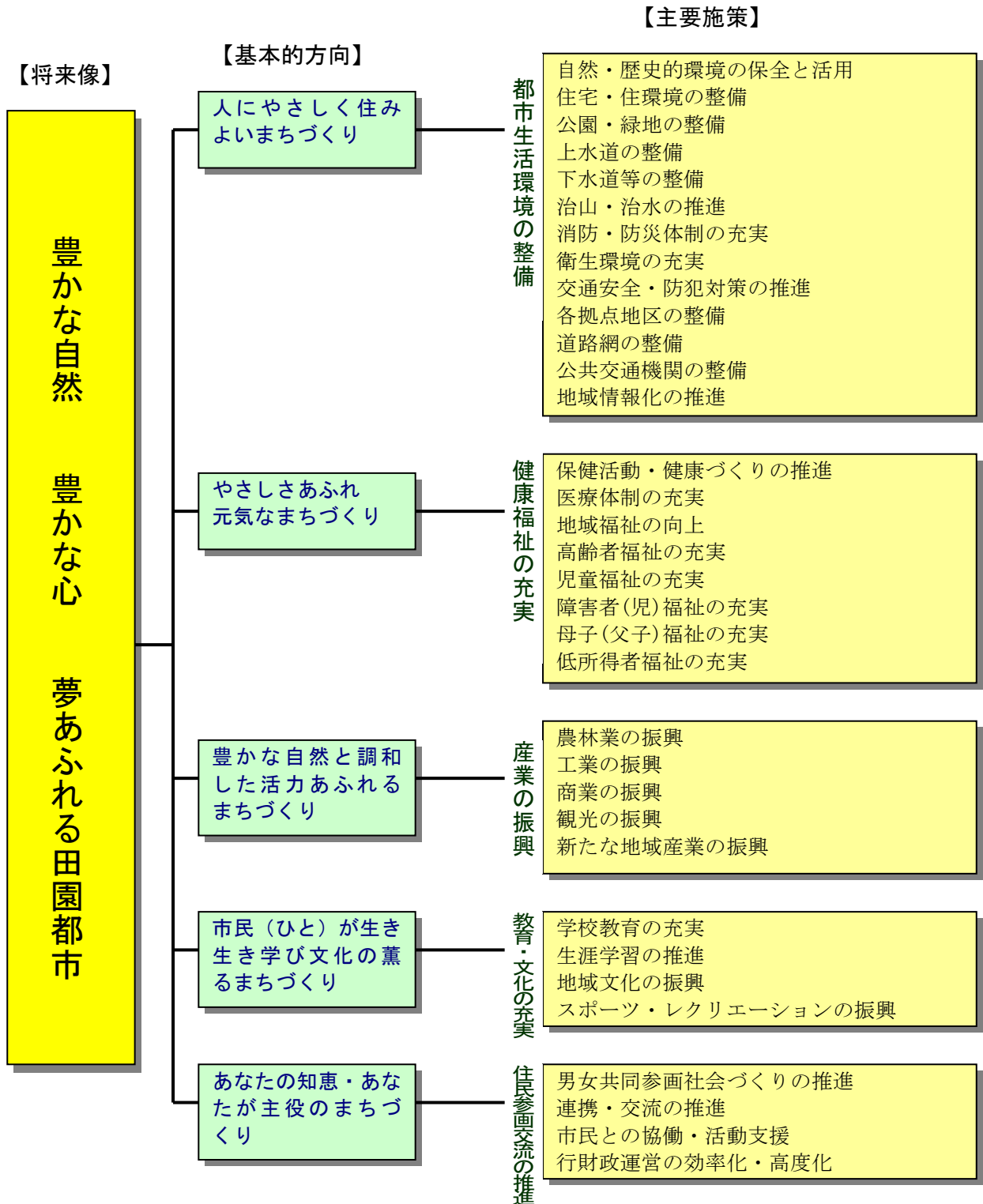
この拠点地区では、都市機能の充実、住民生活環境の充実、保健・福祉・医療機能の強化、定住環境の向上、良好な景観形成等、地区の特性を十分に考慮したまちづくりを展開していきます。

また、拠点地区間において親密で活発な地域交流が行われ、さらに広域交流の進展につながるよう交流の連携軸を設定し、その動脈となる基幹道路の整備にあたりとともに、関連する生活道路等の改良充実に努めます。

第4章 新市の施策・主要事業

1. 施策の体系

横手平鹿8市町村の総合計画の精神を継承し、更に新市建設に重要と考えられる施策を新たに加え、以下の体系に基づき、国や県と密接な連携を図りながら主要施策・重点プロジェクトを積極的に推進していきます。事業実施にあたっては、財政状況を的確に把握し健全な財政運営に努めます。



(1) 都市生活環境の整備

～ 人にやさしく住みよいまちづくり ～

(1) 自然・歴史的環境の保全と活用

- 肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、縄文時代からの遺跡が各地に点在しているほか、雄物川町沼館から横手市金沢までの一帯は平安時代の古戦場として全国的にも知られていることから、これらを観光資源としてネットワーク化し、青少年の体験学習の場、市民の憩いの場として保全、利活用します。
- 森林を観光や産業の資源として生かすと同時に、東西を山林に囲まれる新市においては、森林の持つ公益的機能の重要性に着目し、市民参加型の植林活動や保全・監視ボランティアの育成等を行い、市民憩いの森づくりに努めます。
- 河川や湖沼に魚や水草、昆虫など多様な動植物が生息生育できるよう、生態系に配慮した水辺空間の保全に努めます。
- 雪との共生のため雪の効用に関する情報提供に努め、「資源としての雪」への理解が深まるよう取り組みます。

(2) 住宅・住環境の整備

- 自然環境との調和を図りながら、利便性が高く住民がゆとりと潤いを感じることが出来るまちづくりを計画的に進めます。
- 新市を担う若年層の定住促進と均衡のとれたまちづくりのため、魅力ある住環境整備に努めます。
- 冬期間の快適な生活を確保するため、雪国対応住宅の普及を進めるとともに雪に対し、地域・市民が主体的に取り組むさまざまな活動を支援するなど、住環境の克雪化等を推進します。
- 公共施設は、恵まれた森林資源を活用し自然環境との調和を図るとともに、高齢者や障害を持った人が安心して暮らせるユニバーサルデザイン[※]の導入を進めます。

※ユニバーサルデザイン：施設・設備・機器等を障害者や高齢者も含めたすべての人が、安全で快適に利用できる公共施設などのデザイン（構想、計画、設計）。

(3)公園・緑地の整備

- 自然や都市景観に配慮しながら、市民に安らぎやゆとりを提供する公園・緑地などの公共空間を計画的に整備します。
- 地域における身近な憩いの場としての地区公園や農村公園などを、市民の参加を得ながら適切に維持管理します。
- 川遊びなどが安全にできる水辺を整備し、市民が水に親しめる環境づくりを進めます。

(4)上水道の整備

- 市民の快適な生活を支えるため、上水道・簡易水道等の施設整備を図り、安全で良質な水の安定供給に努めます。
- 老朽管を早期に更新するとともに、浄水場の統合・拡張、配水管の延長に努めます。

(5)下水道等の整備

- 快適で衛生的な生活環境と公共水域の水質保全の観点から、地域の特性に合わせ公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の污水处理施設の整備を図ります。

(6)治山・治水の推進

- 災害を未然に防止するため、土砂災害などの危険個所の把握と防止施設の整備を進めます。
- 浸水や冠水を防止し市民生活の安全を確保するため、河川や水路の改修を進めます。

(7)消防・防災体制の充実

- 防火貯水槽や消火栓などの整備、地域消防団の活性化や自主防災組織の組織率向上により、地域の防災体制の強化を図るなど、消防本部と連携し災害に強いまちづくりを進めます。
- 自然災害に備え、防災拠点機能の強化を目的とした屋内施設の整備、避難路・避難場所の確保、防災意識の啓発に努めるほか、建物の耐震化を進めるなど、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- 雪害防止のため、人的防災ネットワークの整備と道路や家屋の雪対策を徹底します。
- 集中豪雨などによる洪水に備え、国や県等の関係機関と連携し水防組織の充実強化を図るとともに市民に対する広報活動に努めます。
- 効率的かつ効果的な出動体制を確立するための消防分署の統合整備を進めます。

(8)衛生環境の充実

- 環境にやさしいまちづくりは、新市において重要なテーマです。住民の環境保全に対する意識をより高め、自然と共生する循環型のまちづくりを目指します。
- 家庭の生ごみや畜産廃棄物等については、堆肥化などへの取り組みを積極的に進め、地域内における有機資源の循環に努めます。
- 徹底した分別収集により家庭ごみの再資源化と減量化を図り、環境に配慮した最終処分を行います。
- 豊かな自然と美しい街並みを次世代に引き継いでいくため、環境監視員を設置するなどして、ごみの不法投棄の一掃に努めます。
- 「横手平鹿ブロックごみ処理広域化計画」を継承し、ごみ処理施設の整備を図るとともに、新しいし尿処理施設の設置を検討します。

(9)交通安全・防犯対策の推進

- 道路危険箇所の把握に努め交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全推進団体との連携を深め、警察、地域、学校、職場が一体となった交通安全運動を展開し、交通事故撲滅に努めます。
- 警察・防犯関係団体と地域の協力体制を整え、多様化・巧妙化する犯罪を未然に防止するとともに、良好な隣人関係を基本にした地域コミュニティの構築に努め、犯罪のない安心して生活できるまちづくりのための「声掛け運動」を市民の常時活動として展開します。
- 青少年非行・犯罪の低年齢化と凶悪化が進む中、次代を担う子どもたちを凶悪犯罪から守るため、警察・関係団体が一体となって環境浄化と青少年健全育成活動に取り組みます。

(10)各拠点地区の整備

- 各拠点地区の地域特性に十分配慮しながら、総合的・一体的なまちづくりを推進するため、都市マスタープラン※を策定します。
- 既存住宅地については、既存都市基盤の改善により住環境の魅力向上を図ります。
- 既存の伝統的な街並み、建物などを利用した施設整備や地域資源・自然環境を有効活用した景観づくりを促進します。
- 平鹿総合病院移転に伴う跡地の活用と、横手駅の東西が一体化した整備を行い、新市の玄関となる横手駅前周辺の魅力的な顔づくりに取り組みます。
- 避難時や緊急車両の進入に障害とならないよう狭隘道路の解消を進めるなど良好な市街地を形成するため、地域と協働で市街地開発事業の推進に取り組みます。

※都市マスタープラン：都市計画法に基づいた計画で、住民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方針などを分かりやすく示した都市計画部門の長期的な計画として市町村が定めるもの。

(11)道路網の整備

- 除雪ルートの見直しや計画的な除雪機械の整備充実とともに、除雪オペレーターや委託業者の技術向上を図り、新市全域における効率的な道路除雪を推進します。
- 降雪情報に合わせた除雪・排雪作業を進めるため、各除雪ステーションの連携、機能充実を図ります。
- 機械除雪が困難な地域においては、消融雪施設や流雪施設の整備に努めます。
- 新市は県下でも有数の交通の要衝になっており、恵まれた高速交通ネットワークを有効活用するため、アクセス道路の整備促進に努めながら、秋田自動車道の全面4車線化と湯沢横手道路の雄勝インター以南の延伸を関係機関に働き掛けていきます。また、秋田自動車道の新市地域内に新たな開放型インターチェンジ^{*}の設置を検討します。
- 地域局をはじめとする主要な公共施設や都市機能に対する利便性向上のために、国道や県道への接続を考慮しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を推進します。
- 住民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え歩行者や自転車利用者にとって安全快適に通行できるよう改良・舗装等を積極的に行い、歩行者空間のバリアフリー^{*}化や歩車道分離を推進します。
- 近隣市町村との交流や地域連携を進めるため、国道13号、国道107号や主要地方道などの整備促進について国や県に働きかけます。

(12)公共交通機関の整備

- 鉄道については、J R奥羽本線の大曲駅と北上線の北上駅を経由して新幹線と接続されていることから、両駅での時間ロスの少ないダイヤ編成を要望するとともに、隣接自治体と歩調をあわせ、山形新幹線の大曲延伸を視野に入れた奥羽南線の整備促進を要請していきます。また、通勤・通学者や高齢者の利便性を考慮し、J R奥羽本線と北上線のダイヤや列車編成の充実が図られるよう働きかけます。
- 路線バスについては、既存の生活バス路線の存続を図るとともに、交通環境の変化に伴う利用者ニーズを的確に把握し、地域密着型の新たな運行形態の実現を検討します。
- 鉄道・バス等の定期路線沿線以外の地域については、特に高齢者等交通弱者の交通手段確保のために地域循環バスの運行拡大を検討します。

(13) 地域情報化の推進

- 高度情報通信網の整備拡充やインターネットの加入促進などにより、市民が情報通信技術に接する機会やそれらを活用する学習機会の拡充を図ります。
- 平坦地・山間地間の地域格差が生じないよう地域情報化計画を策定し、地上デジタル放送や高速インターネットが利用できる地域の拡大促進を図ります。
- 高速・大容量の情報基盤と地域イントラネットを整備し、電子自治体の構築や新しい行政サービスなどの提供、新規産業創出の支援を行い、市民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を推進します。
- 携帯電話の通話可能地域の拡大に努めます。

※開放型インターチェンジ：サービスエリアやパーキングエリアを利用して一般道と高速道の出入りができるインターチェンジ。

※バリアフリー：もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすること。建物内の段差や仕切などの除去という意味合いから、より広く、高齢者や障害者だけでなく、全ての人のために日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

【基本的方向：都市生活環境の整備】～人にやさしく住みよいまちづくり～

主要施策	項 目	施策・事業の概要
自然・歴史的環境の保全と活用	自然環境保全	○環境保全啓蒙活動の推進 ○ＩＳＯ認証取得の推奨・支援 ○緑豊かな環境の育成 ○水辺環境の保全・整備 ○不法投棄等の監視体制の強化 ○希少生物等の保護
	歴史的環境の保全	○文化財保存継承
	地域資源の活用	○史跡公園の整備・ネットワークの構築 ○市民憩いの森づくりの推進 ○雪との共生への取り組み
住宅・住環境の整備	住宅の整備	○公営住宅ストック総合改善事業の推進 ○高齢者・若者向け住宅整備 ○住宅地の造成・整備促進 ○雪国対応住宅の普及支援
	住環境の整備	○新市土地利用計画の策定 ○住宅マスタープランの策定 ○市民と協働による雪対策の推進 ○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○ユニバーサルデザインの導入
公園・緑地の整備	公園の整備	○都市公園の整備促進 ○自然・歴史公園の整備促進 ○身近な公園の整備
	緑地の整備	○公共空間の緑化・美化活動の推進
	管理の充実	○市民・ＮＰＯ等への活動支援 ○市民との協働による管理の充実
上水道の整備	上水道の整備	○上水道事業計画の策定 ○未給水地域の解消 ○水道施設の計画的な整備促進
下水道等の整備	下水道等の整備	○下水道事業計画の策定 ○公共下水道の整備促進 ○雨水幹線水路・生活排水路の整備促進 ○合併処理浄化槽設置の促進 ○農業集落排水処理施設の整備促進

治山・治水の推進	治山対策の推進	○土砂災害危険箇所の把握、情報の提供及び土砂災害防止施設の整備促進
	治水対策の推進	○河川、水路改修の促進
消防・防災体制の充実	消防体制の充実	○消防本部の充実 ○消防団の機能強化対策の推進 ○救急・救命体制の充実 ○消防分署の統合整備
	防災体制の充実	○地域防災計画の策定 ○防災組織の整備・ネットワーク化 ○防火貯水槽等防災施設の整備促進 ○防災マップ等防災情報の提供 ○建物耐震化への取組の推進 ○防災機能を持つ多機能体育館の整備
衛生環境の充実	資源循環型のまちづくり	○堆肥センターに対する活動支援 ○バイオマス利活用の研究・活動支援 ○リサイクル活動の推進
	ごみゼロ社会の実現	○市民・事業所との協働による廃棄物の減量化・資源化の促進
	廃棄物処理施設の整備	○ごみ処理施設の整備促進 ○粗大ごみ処理施設の整備促進 ○し尿処理施設の整備促進 ○リサイクルセンターの整備促進
	新エネルギーの導入	○雪冷房等新エネルギーの導入促進 ○低公害車の導入推奨
	環境保護の推進	○環境保全啓蒙活動の推進（再掲） ○市民と協働による環境保全活動の推進 ○不法投棄等の監視体制の強化（再掲） ○希少生物等の保護（再掲） ○脱化石燃料への取り組みの強化
交通安全・防犯対策の推進	交通安全の推進	○交通安全の施設整備及び意識の高揚
	防犯体制の推進	○地域防犯体制の確立 ○子どもや高齢者の地域見守り活動の強化 ○地域と関係機関との連携強化 ○青少年健全育成活動の推進
各拠点地区の整備	魅力的な拠点地区の形成	○都市マスタープラン策定 ○社会基盤施設の計画的な再生 ○横手駅周辺の魅力アップ事業の推進 ○土地区画整理事業の推進 ○拠点地区の機能充実

道路網の整備	幹線道路網の整備	○都市計画道路・幹線市道の整備促進 ○地域局間ネットワーク道路網の形成 ○高速道路網の整備促進 ○国道、県道の整備促進
	生活道路の整備	○くらしのみちづくりの計画的な推進 ○歩行者空間の整備促進 ○除雪体制の強化・充実
公共交通機関の整備	公共交通機関の利便性向上	○ＪＲ奥羽南線の整備促進 ○公共交通機関の乗り継ぎ改善 ○生活バス路線の維持・運行経路の検討 ○地域循環バスの運行
地域情報化の推進	高度情報化の促進	○高速インターネットの利活用の推進 ○地域イントラネット基盤施設の整備 ○移動通信網の整備 ○テレビ難視聴地域の解消

(2) 健康福祉の充実

～ やさしさあふれ元気なまちづくり ～

(1) 保健活動・健康づくりの推進

- 市民が住み慣れた地域で生き生きと元気に暮らすことができるよう、ライフステージに合わせたサービスの提供に努めます。
- 少子高齢化の進展に伴い健康管理の必要性の高まりから、健康に対する自己管理意識の啓発とあわせて、健康診断等による病気の早期発見や生活習慣の見直しなど、保健活動の一層の充実に努めます。
- 市民が主体となった健康の保持増進を支援する環境の整備など総合的な健康づくり対策を進めるため、新市における健康計画を策定し、市民の健康寿命の延伸を図ります。

(2) 医療体制の充実

- 市民がいつでも必要なときに適切な医療が受けられるよう、開業医と平鹿総合病院・市立病院（横手病院・大森病院）との連携強化に努めます。また、保健・福祉分野とのネットワーク化による医療体制の充実に努めます。
- 市立病院を中心に各医療機関と保健・福祉の連携を強化し、住み慣れた家庭や地域で安心して療養生活ができるよう地域ケアシステムの充実に努めます。
- 地域の中核医療施設としての平鹿総合病院の整備を支援し、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉の向上

- 市民がお互いに支え合う地域社会を維持・強化するため、社会福祉協議会や個人・グループ・NPOなどとボランティアネットワークの構築に努め、市民と行政が一体となって「やさしさあふれ元気なまちづくり」を目指します。

(4)高齢者福祉の充実

- 高齢者にやさしいユニバーサルデザインによる暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、住まいの安全性と快適性を高めるための支援に努めます。
- 支援を必要とする高齢者には、在宅、地域で支えることを中心に、介護保険制度など総合的・効果的なサービスの提供に努め、医療機関と連携した包括的な在宅ケアの仕組みづくりを図ります。
- 高齢者を対象とした不当な販売行為などを防ぐための啓発活動や、高齢者の社会参加等の生きがいづくりを進めます。
- 多様な高齢者福祉のニーズに対処するため、社会福祉法人やNPO組織等民間事業者の活用を積極的に進めます。

(5)児童福祉の充実

- 少子化の進行と生活スタイルの変化など、児童を取り巻く環境が大きく変化している中、子どもを安心して生み育てられ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 地域の将来を担う子どもたちを、家庭・学校・地域が一体で育成するための意識啓発に努めます。
- 社会問題となっているいじめ・不登校や児童虐待については、関係機関との連携を図り、その防止と人権保護に努めます。
- 保育所の整備を計画的に進めるとともに、乳児保育、延長保育など多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努め、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報提供を行うとともに、保育・健康面の各種相談・指導体制の充実に努めます。
- 育児サークルなどの自主グループへの活動支援や育児ボランティアグループの育成に努め、地域が一体となった子育て支援の充実に努めます。
- 保育料の軽減や妊婦健診・乳幼児医療費の助成などにより、子育ての経済的負担軽減に努めます。
- 幼稚園、保育所の一体的運営を促進します。

(6)障害者(児)福祉の充実

- 障害を持った人一人ひとりが尊重され、等しく生活できるノーマライゼーション※社会の一層の定着を図り、共に支え合う社会づくりを進めます。
- 障害を持った人に働く機会と場所を提供し、自立更生に必要な訓練と支援を行う施設の整備に努めます。
- 障害を持った子どもの早期発見・早期療育に努め、その発達段階に応じた支援体制の強化を図ります。

(7)母子(父子)福祉の充実

- 母子(父子)家庭の生活安定と経済的な自立に向け、相談体制の充実や雇用に関する情報提供など総合的な支援に努めます。

(8)低所得者福祉の充実

- 生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護制度の適切な運用に努めます。

※ノーマライゼーション：障害者等を特別視しないで、健常者と同じように受け入れるという考え方。

【基本的方向：健康福祉の充実】～やさしさあふれ元気なまちづくり～

主要施策	項 目	施策・事業の概要
保健活動・健康づくりの推進	健康づくりの推進	○地域交流拠点「健康の駅」の推進 ○総合健診センターの整備 ○健康計画の策定及び施策の実施 ○健康づくり組織の育成・支援 ○訪問、相談体制の充実 ○妊婦・乳幼児・成人等の健（検）診の充実
	保健・福祉・医療の連携	○保健・福祉・医療のネットワーク化 ○地域ケアシステムの充実
医療体制の充実	地域医療システムの整備	○公立病院の機能強化 ○医療機関の整備支援 ○医療機関の機能分担と連携 ○休日・夜間医療体制、医療機能の充実 ○救急救命医療体制の充実 ○災害医療体制の整備と充実
地域福祉の向上	地域福祉機能の充実	○ボランティア、NPO等の育成・支援 ○社会福祉協議会等との連携・支援
高齢者福祉の充実	在宅福祉等の充実	○老人福祉施設の整備 ○バリアフリー化の促進 ○介護保険サービスの充実 ○介護予防・生活支援サービスの充実
	生きがい活動支援	○生きがいづくりの支援 ○元気高齢者の育成 ○世代間交流の支援・促進 ○シルバー人材センターの充実等社会参加の促進
児童福祉の充実	子育て支援の充実	○次世代育成支援対策行動計画に基づく施策の促進 ○保育所・幼稚園の整備 ○幼稚園・保育所の一体的運営促進 ○特別保育の充実（延長、一時、休日、低年齢児等） ○学童保育の充実 ○保育料負担の軽減、乳幼児医療費の助成等 ○子育て支援センター等の整備促進 ○安全な遊び場の確保

	子育てネットワークの構築	○不登校、いじめ、虐待防止対策の推進 ○子育てサークル、ボランティア活動の支援 ○子育て情報等のネットワーク化促進
障害者（児）福祉の充実	療育体制の整備	○地域療育サービスの充実 ○重度心身障害児(者)支援事業の充実 ○入所、通所施設の整備 ○早期療育、支援体制のための連携強化
	相談体制の充実	○各種相談事業の促進 ○在宅福祉サービスの充実
	ノーマライゼーションの推進	○ノーマライゼーションの啓発活動 ○社会参加、雇用の促進
母子（父子）福祉の充実	相談・支援体制の充実	○相談体制の充実 ○雇用情報の提供 ○生活支援サービスの充実
低所得者福祉の充実	相談・支援体制の充実	○最低生活保障の適切な運用 ○相談体制、雇用情報の充実

(3) 産業の振興

～ 豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり ～

(1) 農林業の振興

- 地域内の有機資源の活用等による、環境に優しい農業生産を支援します。
- 「米政策改革大綱」を踏まえ、米を取り巻く環境の変化や消費者・実需者ニーズを重視し、マーケティングを基本とした生産販売体制の確立と市場戦略性の高い産地づくりを支援します。
- 地域農業を持続的かつ安定的に発展させるため、認定農業者、集落営農組織、女性農業者、新規就農者など多様な担い手の確保育成に努めます。
- 農業生産の安定化や生産コストの低減を図るため、大区画ほ場を整備するとともに、担い手への農地の集積を促進します。
- 果樹、野菜、花き、畜産等の特産化・ブランド化に取り組むとともに、高付加価値化を図りながら消費拡大を推進します。
- 消費者に安心を届けるため、トレーサビリティシステム[※]の構築を支援します。
- 消費者に顔の見える地産地消を推進するため、担い手を中心とした生産法人や女性グループ等による農産物の直売活動や加工活動を支援します。
- 優良な森林資源を活用し、計画的な森林整備により効率的で生産性の高い林業経営を育成するとともに、特用林産物の生産拡大を支援します。

※トレーサビリティシステム：食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。

(2) 工業の振興

- 工業団地への企業誘致を進めるため、用地取得・設備投資等に係る優遇制度の充実を図り、新たな雇用の場の創出に努めます。
- 企業の新製品開発力と技術水準の向上とともに人材の育成を図るために、同業種、異業種などの企業間交流を支援します。
- 地元企業が大学等の研究機関と連携して取り組む、技術の高度化や共同研究による新しい分野への進出を支援します。

- 若者やU J I ターン※者に対し、就職情報の提供等を行うとともに、豊かな自然環境、恵まれた教育環境、ゆとりあるライフスタイルなど本地域のもつ優位性をPRし、市内定住者の増加を図ることにより、産業の振興と活力に満ちた地域づくりを目指します。

※U J I ターン：進学あるいは就職で地方から大都市圏に出た後、再び地方に就業・移住すること（Uターンは出身地に、Jターンは出身地の経路にある地域に、Iターンは出身地と全く異なる地域に移ることをいう）。

(3) 商業の振興

- 商店街の近代化を進めるとともに各種イベント等による魅力ある商店街づくりを支援し、大型店やロードサイド型商業施設※との共存を促進します。
- TMO※等による地域の創意工夫を生かしたまちづくりを支援し、商業の活性化に努めます。
- 消費者ニーズの多様化に対応した販売方法や地場産業等の他分野との連携による店舗づくりなど、特色ある商業活動を支援します。
- 地域住民の生活に欠かせない大切な役割を果たしている地域密着型の商店や工場などの事業所に対して、情報網へのアクセスの促進、経営ノウハウの提供をはじめとする振興策を進めます。

※ロードサイド型商業施設：郊外の大通りに面して建てられた駐車場付大型商業施設。

※TMO：「Town Management Organization」の略で、その名のとおりまちづくりをマネージ（運営・管理）する機関。

(4) 観光の振興

- 特色ある四季折々の観光資源と観光施設のネットワーク化を図り、周遊観光ルートの整備を図ります。
- 自然・歴史・農業などの豊富な地域資源を生かしたカヌークルージングや熱気球等による体験型観光、グリーン・ツーリズムを促進します。
- 「出前かまくら」や「秋田ふるさと村」などを通じて積極的な観光PRに努めるとともに、「道の駅」やホームページ等を活用した観光情報の提供を展開します。
- 「横手やきそば」や「いぶりガッコ」「十文字のラーメン」などの食をテーマにした観光開発とそのPRに努めます。

- 「かまくらまつり」「はくちょう雪まつり」など冬期イベントの活発化とともに、散在する観光資源の掘り起こしに取り組みます。
- 情報通信ネットワーク、マスメディアなどを活用して観光情報を発信するとともに、観光エージェントとの連携を強化し、観光需要の拡大に取り組みます。

(5)新たな地域産業の振興

- 市民のアイデアと地域の人材を活用して、生活の支援や地域社会への貢献などを行うコミュニティビジネス※の育成に努めます。
- インターネット上で物産等の販売を行うバーチャルショップやコンピュータネットワークを活用したSOHO※など、ITを利用した企業活動の支援に努めます。
- 産業間の情報交流・連携強化によって、ベンチャー事業※や起業を支援し、新たな産業の振興を図ります。
- 伝統食文化を活用した産業の振興や、麴に代表される発酵食品の掘り起こしなどにより、発酵技術の研究や商品開発を支援します。
- 農・工・商・観を連携して相乗効果を発揮させ、地域の資源を掘り起こし、その魅力によって多くの交流人口を地域内に呼び込むとともに、新しい各種ビジネスの起業を支援します。

※コミュニティビジネス：地域の課題解決を地域住民自ら行う、地域のためのビジネス。

※SOHO：スモールオフィス・ホームオフィスの略で、ITを活用して事業活動を行っている従業員10名以下程度の規模の事業者のこと。

※ベンチャー事業：独創性や新規性、革新性の高い技術や経営システムを導入することにより、新しい市場を開拓して急成長する事業。

【基本的方向：産業の振興】～豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり～

主要施策	項 目	施策・事業の概要
農林業の振興	活力のある農業の振興	○安全で安心な農作物の生産支援と推進 ○大区画圃場等農業基盤の整備 ○果樹・野菜・花き・畜産等の生産支援 ○農業生産施設等の整備 ○新技術の普及促進
	農産物のブランド化と産地づくりの推進	○消費者ニーズに即した販売戦略の支援 ○全国トップ産地づくりの推進 ○バイオマスを活用した生産システムの構築 ○農産物直売所の整備 ○地産地消の推進
	経営能力に優れた多様な経営体の育成	○認定農業者等の担い手育成 ○集落営農等の組織育成 ○農産物加工産業の育成 ○農業公社を活用した効率的な経営の推進
	豊かな森林資源の整備と活用促進	○生産性の高い林業基盤の整備 ○森林資源の保全と育成 ○地域木材の公共施設等への活用促進 ○特用林産物の振興
工業の振興	企業立地の促進	○工業団地の活用促進 ○優遇制度による企業誘致の促進 ○既存企業の活動環境への支援
	競争力の強化と新事業の支援	○技術の高度化研究等の支援 ○企業間交流の支援 ○新たな分野への進出支援
商業の振興	商店街活性化の支援	○商店街活性化への支援 ○TMO等のまちづくり団体の支援 ○商工団体との連携強化
	多様な商業活動の支援	○特色ある店舗づくり等の支援 ○他分野と連携した商業活動の支援 ○経営改善の支援
観光の振興	観光基盤の整備と強化	○観光施設等の整備と情報発信の強化 ○観光素材のネットワーク化の推進 ○観光協会との連携強化

	新たな観光の開発	○カヌークルージング等新たな観光の育成 ○食をテーマにした観光開発 ○体験型観光やグリーンツーリズムの推進と施設整備
新たな地域産業の振興	新たな事業振興による雇用の創出	○コミュニティビジネスの育成支援 ○IT活用事業の推進 ○ベンチャー企業の育成支援 ○発酵技術の研究と新たな商品開発の支援

(4) 教育・文化の充実

～ 市民（ひと）が生き生き学び文化の薫るまちづくり ～

(1) 学校教育の充実

- 児童生徒数の推移を踏まえ、学区の再編と学校規模の適正化を図ります。
- 高度情報化社会に対応するため、コンピュータ教室や校内LANの整備を図るとともに、老朽化した学校施設を計画的に整備し、教育環境の充実に努めます。
- 国際化や価値観の多様化する社会に適応し生涯創意に満ちた社会生活を送れるよう、豊かな自然と地域文化に根ざした体験活動や課外部活動等を通して「生きる力」の涵養を図ります。
- 国際化社会に対応した人材の育成や外国語によるコミュニケーション能力向上を図るため、外国語指導助手の招致をはじめとした国際理解を深める教育を進めます。
- 地場産の安全な食材を積極的に導入し、児童生徒の健全な発育を目指した学校給食を進めます。
- 優れた人材育成のため、高校・大学進学者が安心して勉学に専念できるよう、奨学資金制度等の充実を図ります。

(2) 生涯学習の推進

- 住民の多様な要望に対応するさまざまな学習機会の提供を行うため、各地域に設置された公民館や図書館、その他の学習施設のネットワーク化を図ります。
- 地域課題の解決や世代間交流及び個人能力開発を目的にしたプログラムを充実し、生きがい・仲間づくりと、活力と潤いのあるまちづくりの中心となる人材育成に努めます。
- 芸術文化活動グループ、生涯学習グループの育成と支援を行い、文化水準の高いまちづくりに努めます。
- 既存施設を有効活用して、生涯学習推進体制の核となる生涯学習センターを整備します。

(3)地域文化の振興

- 地域の伝統文化や祭りの調査・記録、資料の収集・保存に努めるとともに、保存会、研究グループの育成・支援活動に取り組みます。
- 史跡のネットワーク化や歴史・文化イベントの展開、郷土資料の展示機能の充実によって地域の宝を広く公開し、魅力的で個性ある地域づくりに活用します。
- 地域文化保護の気運を高め、地域学、郷土史研究等を生涯学習活動に取り入れ、郷土を愛する心の醸成を図ります。
- 地域に根づく「マンガ文化」と歴史的な町並みを活かした施設を設置し、地域の魅力向上と交流人口の拡大を図るため、既存施設の改修を進めます。
- 歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集・保存し、後世に伝えるための施設を整備します。

(4)スポーツ・レクリエーションの振興

- 第62回国民体育大会（秋田わか杉国体）並びに第7回全国障害者スポーツ大会（秋田わか杉大会）の受け入れ体制の整備と、地域均衡に配慮しながら特色ある施設の整備を推進します。
- だれでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるようスポーツ教室、イベント等を開催します。
- 生涯スポーツ推進のため、指導者の育成やニュースポーツの普及等に努めます。また、スポーツ少年団の育成に力を入れるなど、幅広い世代がスポーツを楽しめる体制づくりを進めます。
- スポーツによるまちづくりの推進と、市民の安全・安心・貢献を実現するため、防災機能を持つ多機能スポーツ施設を整備します。

【基本的方向：教育・文化の充実】 ～市民が生き生き学び文化の薫るまちづくり～

主要施策	項 目	施策・事業の概要
学校教育の充実	学校教育施設整備事業	○老朽校舎、体育館、給食センター等の整備 ○統合小・中学校校舎、体育館の整備 ○校舎、体育館の耐力度調査、耐震診断の実施 ○校内LAN及び教育用パソコンの整備 ○学校間の情報ネットワーク化 ○スクールバスの充実
	基礎学力の向上と「生きる力」の涵養	○心の相談員、臨床心理士によるカウンセリング体制の整備 ○外国語指導助手（ALT）の充実 ○職場見学やボランティアなどの体験活動の推進 ○基礎学力の向上を重視した、小・中連携による教育の推進 ○積極性や協調性を育む姉妹都市、学校間交流や課外部活動の推進 ○自然や歴史、伝統を生かした体験学習の推進
	看護系高等教育機関の誘致推進	○看護系専門学校の誘致
	奨学金貸付事業	○奨学金貸付事業の充実
生涯学習の推進	生涯学習拠点施設整備事業	○既存施設を活用した生涯学習センターの整備 ○地域バランスのとれた公民館等の整備 ○図書館情報システムの統合と蔵書の充実
	生涯学習講座等の充実	○生涯学習推進プランの策定とそれに基づく体系的・計画的な学習講座の充実 ○世代間交流等を目的にしたプログラムの充実 ○行政出前講座の開催 ○学習成果発表機会の提供 ○自主文化事業の充実
	生涯学習自主活動グループの育成	○生涯学習奨励員の活用 ○生涯学習グループのリーダー養成 ○生涯学習ボランティアの育成

地域文化の振興	地域文化施設整備事業	○既存施設を活用した埋蔵文化財センターの整備 ○文化ホール等の整備 ○郷土資料館整備と資料管理システムの構築 ○まんが美術館の改修
	郷土の歴史・風土の調査と記録事業	○郷土史の編纂 ○公文書館の整備 ○埋蔵文化財の発掘事業の実施 ○郷土芸能文化保存団体、郷土史研究グループ育成と支援
スポーツ・レクリエーションの振興	秋田わか杉国体等の受け入れ体制の整備	○国体競技会場となる施設の整備 ○選手と市民との交流事業の実施
	社会体育施設の整備	○地域の特色に合った施設整備 ○老朽化した体育施設の改修 ○防災機能を持つ多機能体育館の整備
	生涯スポーツ推進体制の整備	○体育指導委員体制の強化 ○指導者養成と競技団体、グループの支援 ○講習会等によるニュースポーツの紹介 ○総合型地域スポーツクラブの設置

(5) 住民参画交流の推進

～ あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり ～

(1) 男女共同参画社会づくりの推進

- 男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において女性も男性もそれぞれの個性と能力を十分発揮できるようなまちづくりを目指して、女性の発言・参画機会の拡大、支援体制の強化を図ります。
- 男女が社会の対等なパートナーとして、仕事や家庭生活、地域活動に取り組めるよう、審議会等への女性の登用を図るなど、いろいろな方針決定の場への参画を促します。
- 男女の固定的な役割分担意識を見直す機会を提供し、男性も女性もお互い協力し合って育児や介護等に参加できるような環境づくりに努めます。

(2) 連携・交流の推進

- 市民が自ら地域づくりについて考える機会や仕組みづくりの充実を図るとともに、これを支えるボランティアグループ、NPOの育成や活動支援に努めます。
- 市民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働により、市民の知恵を生かした市民主役のまちづくりを目指します。
- 地域間交流をはじめとした積極的な国内交流活動、国際交流活動の推進に努めます。

(3) 市民との協働・活動支援

- 新市の総合計画を策定し、魅力ある新市づくりを進めるための行政施策・市民活動の方策を明らかにします。
- 新市のまちづくりゾーニングに従い、地方分権社会にふさわしい市民と行政が協働で取り組むパートナーシップによるまちづくりを目指します。
- 雪国独自の地域文化と伝統行事を守りながら、市民一丸となって雪を起爆剤としたまちづくりに努めます。
- 新市全域の均衡ある発展のため、そこに住む市民の意見や要望に基づく市民全体の地域づくりを行政が支えるシステムの構築を図ります。

(4)行財政運営の効率化・高度化

- 新市の一体性の速やかな確立と行政の効率化を図るため、合併後5年以内に新庁舎建設の検討機関を設置して広く市民の意見を聴き、住民生活の向上に寄与する新庁舎建設を目指します。
- きめ細かな市民サービスの維持・充実を図るため旧市町村ごとに地域自治区を設置し、地域の実態に応じた振興策に取り組みます。
- 情報通信ネットワークを活用した密接な情報連携により、事務の効率化を図ります。また、自主財源の安定的確保と経常的経費の節減に努めるとともに、各種財政指標の動向を的確に把握し、弾力性のある健全な財政運営に努めます。
- 主な公共施設のネットワーク化とＩＣカードの利用による行政に対する各種申請、公共施設予約、図書館利用等ができる環境を整備します。
- ワンストップサービスを目指した行政組織の整備と、計画的な研修による職員の資質向上を図ります。
- 新市の施策・事業の計画にあたっては地域協議会の意見を尊重し、公益性や必要性の優先度を勘案しながら適正な受益者負担を確保し、過度の財政負担を避けます。

【基本的方向：住民参画交流の推進】～あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり～

主要施策	項 目	施策・事業の概要
男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画の推進	○男女共同参画基本計画の策定 ○男女共同参画推進意識の啓発 ○男女が対等な立場での地域社会参画 ○仕事と育児、介護等を両立できる環境の整備
連携・交流の推進	市民主役のまちづくりの推進	○各種団体、民間企業との連携、協働 ○ボランティア・NPOへの支援 ○地域間交流、国際交流事業等の推進
市民との協働・活動支援	協働体制の推進	○総合計画の策定 ○地区会議の充実 ○交流施設の整備 ○雪を特色にしたまちづくりの推進 ○被災者受け入れ体制の整備
行財政運営の効率化・高度化	行財政基盤の強化	○事務組織・機構の効率化の推進 ○新庁舎建設の推進 ○地域振興策の推進 ○情報通信ネットワークの活用 ○公共施設のネットワーク化 ○ワンストップ窓口サービスの推進 ○電子入札システムの導入 ○行政評価システムの導入

2. 新市の重点プロジェクト

新市の将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を実現するため、新市のまちづくりに関して一体性の確保や均衡ある発展などに大きな影響をもたらし、戦略的・優先的に実施すべき事業を「重点プロジェクト」として位置づけ、積極的な推進を図ります。

【新市の重点プロジェクト】

- (1) 雇用促進プロジェクト
- (2) 保健・福祉・医療の総合的・一体的プロジェクト
- (3) 拠点地区活性化プロジェクト
- (4) 農業振興創造プロジェクト
- (5) 男女共同参画推進プロジェクト
- (6) 雪との共生・地域資源活用プロジェクト
- (7) 地域情報化推進プロジェクト
- (8) 地域文化振興と交流活性化プロジェクト
- (9) 次世代育成支援対策プロジェクト
- (10) 未来型産業育成プロジェクト

(1)雇用促進プロジェクト

【基本方針】

若者の定住の促進と安定した就労の場の創造を図ることを重要課題として雇用促進に全力で取り組みます。

【戦略的・重点施策】

- ① 地域に根ざしている伝統産業や地場産業を地産地消の促進を通じて支援するとともに、若手経営者の育成を図るなど地域産業の活性化に努めます。
- ② 農・工・商・観を連携して相乗効果を発揮させ産業間の情報交流・連携強化によってベンチャー事業や起業を支援し、新たな産業の振興を図ります。
- ③ 主婦やシルバー人材等を活用したコミュニティビジネスの育成とともに、地域住民の生活に欠かせない大切な役割を果たしている地域密着型の商店や工場などの事業所に対して、情報網へのアクセスの促進、経営ノウハウの提供をはじめとする振興策を進めます。
- ④ 若者や UJI ターン者に対し、就職情報の提供等を行うとともに、豊かな自然環境、恵まれた教育環境、ゆとりあるライフスタイルなど本地域の持つ優位性を P R し、市内定住者の増加を図ることにより、産業の振興と活力に満ちた地域づくりを目指します。
- ⑤ 優良企業の誘致や雇用促進活動の推進のため、企業情報の収集や誘致交渉を担当する部門(仮称：企業誘致プロジェクト班)の設置を行います。
- ⑥ 既存の誘致企業が活動しやすい環境の整備に努めます。

(2) 保健・福祉・医療の総合的・一体的プロジェクト

【基本方針】

すべての住民が心身ともに健やかに暮らせる地域を目指して、保健・福祉・医療の各分野における連携強化を図り、ライフステージに応じた総合的・一体的サービスの提供と地域包括ケアの推進を図ります。

【戦略的・重点施策】

- ① 新市における健康計画を策定し、住民が主体となった健康の保持増進を支援するための環境の整備など心身両面からの総合的な健康づくりに努めます。
- ② 市立病院(横手病院・大森病院)を中心に各医療機関と保健・福祉の連携を強化し、住みなれた家庭や地域で安心して療養生活ができるよう地域ケアシステムの充実を図ります。
- ③ 地域の中核医療施設としての平鹿総合病院の整備を支援し、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の充実を図ります。
- ④ 要介護者が安心して暮らせるよう介護サービスを拡充するとともに、介護する家族の負担を軽減する対策を講じます。また、少子化対策や子育て支援制度を充実させ、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めます。
- ⑤ 社会福祉協議会を核とした個人や団体、NPO等の連携による地域社会機能を生かし、誰もが心の通じ合えるノーマライゼーション社会の実現を目指します。また、ユニバーサルデザインの取り組みを進め、地域で相互に支えあう地域福祉体制の確立を図ります。

(3) 拠点地区活性化プロジェクト

【基本方針】

地域住民がそれぞれの生活拠点圏内で必要なサービスが享受でき生活向上につながる利便性に富んだまちづくりに取り組みます。

【戦略的・重点施策】

- ① 歴史的景観を考慮した街並保存など良好な地域環境の形成と計画的なまちづくりを推進するとともに、各拠点地区の整備に取り組みます。
- ② 地域住民代表により組織される地域協議会を充実させ、地域の特性を享受できる市民主体のまちづくりを目指します。
- ③ きめ細かな市民サービスの維持・充実を図るため旧市町村毎に地域自治区を設置し、地域の実態に応じた振興策に取り組みます。

(4) 農業振興創造プロジェクト

【基本方針】

安全な農産物の供給基地の形成を図り、消費者が安心できる農産物の生産等に取り組みます。

【戦略的・重点施策】

- ① バイオマス※による有機資源の活用を促進し、良質米や市場性の高い果樹・野菜等の高付加価値農産物の生産拡充を推進します。
- ② 各種の情報媒体を通じた消費者への綿密な情報提供により、トレーサビリティーの推進や農林産物の販路拡大に努めます。
- ③ 若手後継者、集落型若手後継者、集落型経営体の育成など農業経営体制の強化を図りつつ、県下一の地産地消のまちを目指し全市挙げて啓発活動に取り組みながら、農林産物直売施設の整備や学校給食への活用等を強力に推進します。また、格別な味と安全安心な食材であることの情報発信を精力的に行い、県内外の消費者やレストラン・飲食店等の需要が高まり流通経路が一層拡大するよう努めます。
- ④ 農林産物の加工施設の整備とともに、自主的な生産研究グループ等の組織育成と支援に努め、農林産物の特産化・ブランド化に取り組みます。

※ バイオマス：バイオには生物という意味があり「生物由来の資源物質」のこと。

(5)男女共同参画推進プロジェクト

【基本方針】

男女や老若の別、障害の有無など、さまざまに異なる立場にある人々がその違いを認め合うことで、それぞれの権利を尊重しながら、個々の能力を十分に発揮できる生きがいのある社会を目指します。

【戦略的・重点施策】

- ① 男女の固定的な役割分担意識を見直す機会を提供し、男性も女性もお互い協力し合って育児や介護等に参加できるような環境づくりに努めます。
- ② 男女が社会の対等なパートナーとして、仕事や家庭生活、地域活動に取り組めるよう、審議会等への女性の登用を図るなど、いろいろな方針決定の場への参画を促します。
- ③ 働く場や条件面での平等を進める施策を通して女性の社会進出を図り、その能力を生かした社会の発展を目指します。
- ④ 誰もが自立して個性や能力を生かせるための健康な社会づくりを進めます。また、産休、育児休暇、保育、介護保険などの各種制度を効果的に運用し、男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生き方ができるよう働きかけます。
- ⑤ 男女共生の大切さに、まず行政と教育の現場が気づき、働きかけを進めることで、男女共同参画社会実現への意識を高めます。

(6) 雪との共生・地域資源活用プロジェクト

【基本方針】

豊かで多彩な自然環境や雪との共生を図り、地域資源の保全・活用に取り組みます。

【戦略的・重点施策】

- ① 情報通信ネットワーク、マスメディアなどを活用して観光情報を発信すると共に、観光エージェントとの連携を強化し、観光需要の拡大に取り組みます。
- ② かまくらまつりを代表とする冬期イベント等の活発化とともに、雪の利活用策の調査・研究を行い、親雪・利雪の観点による新規事業の開発に取り組みます。
- ③ 雪との共生のため雪の効用に関する情報提供に努め、「資源としての雪」への理解が深まるよう取り組みます。

(7) 地域情報化推進プロジェクト

【基本方針】

高度情報化社会に対応した地域情報発信拠点を整備します。

【戦略的・重点施策】

- ① 民間業者とタイアップしながら地域情報ネットワークの高速化を図るほか、インターネット等を活用した双方向の行政サービスを展開します。
- ② 地域イントラネット※の基盤整備による主な公共的施設のネットワーク化と、ＩＣカードの利用による行政の各種申請、公共施設予約システム、図書館利用等ができる環境を整備します。
- ③ 市民が情報通信技術に接する機会やそれらを活用する学習機会の拡充を図り、ＩＴ基礎技能習得のためのサポート体制を整備します。また地域毎にＩＴ普及啓発のための相談窓口を設置します。

※地域イントラネット：インターネットで利用されている通信ソフトや通信サービスを応用して構築した地域内のネットワーク。

(8)地域文化振興と交流活性化プロジェクト

【基本方針】

伝統的な地域文化の振興を通じて文化財の保存と継承を図り、世代間交流の活性化と新市としての地域の一体感の醸成に努めます。

【戦略的・重点施策】

- ① 地域に根ざした食文化を再確認し、スローフード※を推進するふるさと産品試食会や特産品研究を行い、食による地域づくりや豊かな食文化の継承に努めます。
- ② 歴史・文化を巡る探訪バスや史跡のネットワーク化、郷土資料の展示機能の拡充等、新市の魅力発見事業を展開します。
- ③ 地域の伝統文化や祭りの調査・記録、史料の収集・保存等を行います。また、地域に貢献できる人材の発掘に努めると共に、保存協会・研究グループの育成・支援活動に取り組みます。
- ④ 市民が優れた芸能・文化に触れる機会をつくるため、自主文化事業の充実に努めます。

※スローフード：画一化された味覚のファーストフードによる食文化の変化に対抗して、伝統的な食材や郷土料理の豊さと風味を守り育てていこうという考え方。

(9)次世代育成支援対策プロジェクト

【基本方針】

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を目指します。

【戦略的・重点施策】

- ① 保育所の整備を計画的に進めるとともに、乳児保育、延長保育など多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努め、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めます。
- ② 子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報提供を行うとともに、保育や親子の健康管理を含めた各種相談・指導体制の充実を図ります。
- ③ 育児サークル等自主グループへの活動支援や育児ボランティアグループの育成に努め、住民、企業、各種団体等との連携を密に地域が一体となった子育て環境の充実を図ります。
- ④ 次代を担う子どもたちへの教育施策の充実・強化を図ります。

(10)未来型産業育成プロジェクト

【基本方針】

地域の恵まれた自然環境資源を生かした新たな産業の創造を目指します。

【戦略的・重点施策】

- ① バイオ研究により開発された農林産物生産に取り組み、先端技術を駆使しながら有益に融合させた未来型農業を推進します。
- ② 市場性の高い農産物や付加価値の高い加工品、特産品の開発に取り組むとともに、I Tを活用したマーケティングに努め全国的な販路の構築を図ります。
- ③ 産業の融合による次世代製品の開発のための人材育成を図るとともに、担い手を中心とした生産法人・グループ等の支援活動を推進します。

第5章 新市における県事業の促進

1. 秋田県の役割

県では、地方分権や高度情報化の進展、住民の生活圏の拡大など地方を取り巻く環境が構造的変化を見せる中、住民サービスをより安定的に提供していくための行財政基盤の強化を図りつつ、広域的なまちづくりを進めることが市町村の大きな課題ととらえ、合併市町村に対し「秋田県市町村合併支援プラン」により各種支援を行うこととしています。

また、横手平鹿8市町村が1つの新市となることから、その交流・連携が図られるよう各種施策・事業を「あきた21総合計画」等に基づき推進することとしています。

2. 新市における秋田県事業（主要事業）

新市を対象に秋田県が主体となって実施する主な事業は、次のとおりです。

（1）都市生活環境の整備

①国道・県道の整備

- ・主要地方道湯沢雄物川大曲線
- ・主要地方道横手大森大内線
- ・一般地方道耳取後三年停車場線

②流域下水道の整備

- ・秋田湾・雄物川流域下水道事業（横手処理区）

③河川改修の推進

- ・広域河川改修事業（横手川）
- ・県単河川改良事業（頭無川）

④災害に強い安全な地域づくりの推進

- ・通常砂防事業

山内村／八掛沢 増田町／岩ノ目沢 横手市／沼山沢川

- ・県単急傾斜地崩壊対策工事

横手市／城南町2号、金沢地区 雄物川町／大沢地区 山内村／上松川地区

(2)産業の振興

①農業生産基盤の整備

- ・担い手育成基盤整備事業

横手市／黒川地区、杉沢地区、般若寺地区、境町北部地区

雄物川町・十文字町／福地地区 雄物川町・大雄村／館合地区

大雄村／田根森地区、唐白天地区 雄物川町・大雄村・平鹿町／又兵衛地区

平鹿町・十文字町／鍋倉地区 雄物川町・平鹿町／里見地区

雄物川町／沼館地区、会塚地区 平鹿町／平鹿高野地区

増田町／亀田2期地区

- ・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

横手市／奥羽南部第4期地区、奥羽南部第2・3期地区、奥羽南部第4・2期地区

- ・ふるさと農道緊急整備事業

横手市／明永2期地区 増田町／福島西地区

- ・地域用水環境整備事業

横手市／蛭藻地区、旭川地区 平鹿町／泉の里地区

- ・ため池等整備事業

平鹿町／沢口沼地区 大森町／鉢山地区 山内村／二瀬地区、二瀬2期地区

横手市／荒沼地区

- ・地すべり対策事業

大森町／鉢山地区

②林業生産基盤の整備

- ・フォレスト・コミュニティ総合整備事業

山内村／白木峠線

- ・水土保持林整備事業

山内村／金山線

③保安林・治山施設整備の促進

- ・集落水源山地整備事業

雄物川町／北ノ沢地区

- ・水源森林総合整備事業

山内村／大松川地区

- ・地すべり防止事業

山内村／オソクマ沢地区

(3)財政支援

新市が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行う取り組みを支援するため、5年間で総額16億円を上限に合併市町村特例交付金を交付することとしています。

第6章 公共施設の適正配置と整備

1. 整備の基本方針

公共施設は地域住民の生活に密接に影響するものであり、地域全体の特性や均衡を考慮しつつ、逐次検討を加えながら計画的に整備を進めていくこととします。

施設整備にあたっては、効率性を重視して各種施設の適正配置に努めます。なお、地域住民と密接なつながりのある公共施設については、地域バランスにも十分配慮したものとします。

2. 公共施設の適正配置と整備計画

新市の事務所は、合併後当分の間は厳しい財政状況を考慮し、横手平鹿行政センター及び近接施設に置きコスト縮減に努めます。

なお、合併後5年以内に新庁舎建設の検討機関を設置し、住民の利便性や行政の効率化、健全財政の維持等を勘案しながら新庁舎建設を目指します。

旧市町村の庁舎については、地域における行政サービスの拠点となる施設であり、住民との交流の拠点となることから、地域に密着した行政機能を存続させて地域自治区の庁舎（地域局）として運営します。地域局については、将来的にも各地域の拠点となることから、重要公共施設と位置づけ計画的に整備します。

その他既存の施設については、8市町村それぞれに多種多様に公共施設が整備されており、新市では機能の重複する施設が生ずることになります。多数の施設を維持するには新市の財政にも大きく影響が出ることから、地域での必要性・住民の利便性・コストを総合的に検討し、適正な配置に向けて統廃合を図るとともに、公共施設の機能の多様化により、住民サービスを低下させずに維持管理費等の削減を図ります。

新たな公共施設については、新市にもたらす将来的な効果や後年度発生する負担などを含め財政事情を考慮しながら総合的に検討し、貢献度の高い施設について整備を実施します。

第7章 財政計画

本計画における財政計画は、平成17年度から令和7年度までの21ヵ年計画とし、歳入・歳出の項目ごとに、平成17年度から平成30年度までは決算額により、また、令和元年度以降は本計画、横手市総合計画、過去の実績等を勘案して、普通会計（国民健康保険事業や病院・水道事業などの特別会計を除いた会計）ベースで作成したものです。

計画の作成にあたっては、将来にわたって健全な財政運営を図るため、限られた財源を効率的に運用することを前提に、国・県からの財源や本計画等に基づく事業に必要な経費等を推計しています。

なお、本計画を踏まえたうえで、経済情勢の変化や国・県の施策の変化に合わせて、毎年、歳入・歳出に検討を加え、事業の実施効果等を検証することが必要です。さらに、健全な財政運営を行うよう、予算の編成・執行を適正に行うことが必要となります。

1. 各項目の考え方

歳 入

① 地方税

地方税については、過去の決算額、税制改正による影響、固定資産の評価替え等を勘案しながら推計しています。

② 地方譲与税

地方譲与税については、令和2年度以降横ばいで推計しています。

③ 地方交付税

普通交付税については、合併算定替から一本算定への移行に伴う激変緩和措置及び国勢調査人口の減少等を勘案しながら推計しています。

特別交付税については、令和２年度以降横ばいで推計しています。

④ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化に伴う減収を令和元年度から反映し、令和３年度以降は令和２年度予算額と同額で推計しています。

⑤ 使用料・手数料

使用料・手数料については、令和２年度予算額を基準に令和３年度以降は逡減で推計しています。

⑥ 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費に係る分は、過去の決算額を参考に推計し、普通建設事業費に係る分は、計画される建設事業を勘案し集計した額を見込んでいます。

⑦ 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金、財産経営推進計画の着実な実施のための公共施設等総合管理推進基金等の効率的運用に加え、令和３年度からは公債費償還の財源として減債基金の繰入をする計画にしています。

⑧ 地方債

地方債については、現行の地方債制度に基づき、普通建設事業を主とした地方債対象事業に連動して推計しています。

歳	出
---	---

① 人件費

令和２年度の人件費を基準に、横手市定員適正化計画に基づく職員数等の見込みを反映し推計しています。

また、平成２６年度から実施されている再任用制度に係る職員人件費、令和２年度から導入される会計年度任用職員制度に係る人件費もあわせて推計しています。

② 物件費及び維持補修費

物件費及び維持補修費については、行財政改革の推進や効率的な事務執行による経費の平準化等を考慮し、令和２年度を基準に、令和３年度以降は減額又は横ばいで推移するものと推計しています。

③ 扶助費

扶助費については、令和２年度を基準に、令和３年度以降は横ばいで推計しています。

④ 補助費等

補助費等については、補助金の見直しや適正化等を勘案し、令和２年度以降は各年度１％の減少を見込み推計しています。

⑤ 公債費

公債費については、平成３０年度までの地方債に係る償還額に、新規発行を予定する起債の償還見込額を加えて推計しています。

⑥ 積立金

積立金については、地方財政法第７条に基づき、各年度の剰余金の２分の１を積み立てするものとして計上しています。

⑦ 投資及び出資金・貸付金

投資及び出資金については、病院事業、水道事業、下水道事業をはじめとした各公営企業にて策定されている経営戦略に基づいた事業実施見込み等を勘案し推計しています。また、貸付金については、令和２年度を基準として、令和３年度以降の各年度は概ね同額を見込んで推計しています。

⑧ 繰出金

繰出金については、他会計の実施事業費や公債費償還の見込み等を勘案し、令和２年度予算を基準に令和３年度以降の各年度を遞減で推計しています。

⑨ 普通建設事業費

本計画に基づき合併特例債を活用する事業のほか、普通交付税措置の有利な地方債を活用した事業等をあわせて計上しています。

2. 歳入歳出の推移

【歳 入】

単位: 百万円

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	8,369	8,327	9,034	9,025	8,626	8,451	8,487	8,546	8,531	8,461	8,360	8,445	8,505	8,476	8,340	8,263	8,088	8,076	8,069	7,912	7,908
地方譲与税	1,257	1,563	891	793	742	659	642	600	571	544	568	560	559	564	560	580	580	580	580	580	580
利子割交付金	36	26	33	34	30	25	21	20	18	15	14	12	15	13	10	10	10	10	10	10	10
配当割交付金	8	17	22	6	6	8	8	8	20	39	30	14	20	14	20	20	20	20	20	20	20
株式譲渡割交付金	11	10	10	2	2	2	1	2	23	17	20	8	19	13	20	20	20	20	20	20	20
法人事業税交付金											0	0	0	0	0	61	61	61	61	61	61
地方消費税交付金	974	1,002	979	913	950	949	943	940	932	1,128	1,883	1,673	1,755	1,795	1,814	1,978	1,968	1,958	1,948	1,939	1,929
ゴルフ場利用税交付金	10	9	9	9	8	8	7	7	7	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
自動車取得税交付金 環境性能割交付金	242	282	251	207	149	124	98	147	116	68	79	89	111	114	69	40	40	40	40	40	40
地方特例交付金	255	185	63	142	110	166	137	26	26	27	26	29	34	41	103	58	58	58	58	58	58
地方交付税	18,568	19,619	19,018	19,735	20,624	22,117	22,436	22,544	22,475	22,344	22,356	22,026	21,613	20,979	19,567	18,561	18,300	18,136	18,146	18,156	18,165
交通安全対策特別交付金	17	18	18	17	17	17	16	14	14	12	14	13	13	12	13	13	13	13	13	13	13
分担金・負担金	510	510	550	392	381	367	391	397	448	404	422	392	439	378	405	241	241	241	241	241	241
使用料・手数料	872	850	825	1,046	1,013	994	972	970	972	971	950	925	919	672	640	597	605	599	593	587	582
国・県支出金	6,307	6,518	7,555	8,133	12,858	11,919	10,343	8,502	10,066	10,709	12,074	9,681	10,406	9,782	12,510	10,657	10,339	10,214	9,758	9,144	8,847
財産収入	231	439	512	173	164	216	199	308	167	218	307	187	235	169	168	96	95	95	95	95	95
寄付金	18	2	3	9	34	15	38	79	40	31	75	209	536	791	315	350	350	350	350	350	350
繰入金	4,663	1,446	1,910	1,551	232	61	111	493	77	394	84	1,633	593	686	1,804	2,864	3,010	3,365	3,273	3,130	3,234
繰越金	1,532	1,473	1,148	1,489	1,775	2,224	2,322	2,270	2,028	1,568	1,935	1,830	1,769	1,937	2,186	813	800	800	800	800	800
諸収入	1,916	1,965	1,999	2,136	2,184	2,183	2,434	2,079	1,970	2,046	1,918	1,864	1,886	2,094	2,243	2,258	2,247	2,236	2,225	2,213	2,202
地方債	7,265	6,140	4,633	4,447	5,452	8,883	8,211	7,421	5,542	8,431	9,712	4,018	4,627	5,881	8,777	6,840	4,256	4,566	8,298	7,399	5,818
合 計	53,061	50,401	49,463	50,259	55,357	59,388	57,817	55,373	54,043	57,432	60,834	53,613	54,061	54,417	59,570	54,326	51,107	51,444	54,604	52,773	50,979

【歳 出】

単位: 百万円

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	10,924	10,157	10,086	9,822	10,159	9,605	9,557	9,574	9,243	9,334	8,982	8,901	8,174	7,890	8,196	10,149	10,238	10,280	10,206	10,263	10,313
物件費	7,418	6,841	7,386	6,440	6,676	7,324	7,746	6,608	6,686	6,824	6,757	6,819	7,127	7,137	7,900	6,397	6,226	6,126	6,003	5,889	5,771
維持補修費	355	284	300	294	322	309	298	1,568	1,677	1,374	1,093	1,216	1,882	1,507	1,587	947	928	909	891	873	856
扶助費	5,142	5,792	6,248	6,569	6,762	7,907	8,062	8,052	8,119	8,491	8,764	9,343	9,376	8,818	9,484	9,432	9,432	9,432	9,432	9,432	9,432
補助費等	2,256	1,999	2,515	2,067	3,777	2,478	2,931	3,893	4,198	3,848	4,444	4,061	4,173	4,248	4,337	4,274	4,188	4,105	4,026	3,946	3,996
公債費	8,484	8,356	8,052	7,883	7,457	7,103	6,778	6,613	6,590	6,632	6,445	6,344	6,550	6,414	6,392	6,470	6,640	6,914	6,905	6,802	6,869
繰出金	4,236	4,697	4,849	5,176	5,017	5,604	5,602	4,419	4,360	4,572	4,868	5,358	4,524	4,163	4,509	4,585	4,541	4,453	4,435	4,418	4,401
投資及び出資金・貸付金	1,425	1,237	1,405	1,758	2,043	1,923	1,999	2,544	2,337	2,213	2,245	2,155	1,918	1,894	2,234	2,226	2,161	2,161	2,142	2,137	2,126
積立金	1,513	1,865	1,248	1,908	1,807	2,880	1,970	2,387	1,937	1,206	2,688	2,526	1,432	1,709	1,373	204	204	204	204	204	204
投資的経費	9,835	8,025	5,885	6,567	9,113	11,933	10,604	7,686	7,328	11,002	12,719	5,122	6,970	8,445	13,558	9,642	6,549	6,860	10,360	8,809	7,011
合 計	51,588	49,253	47,974	48,484	53,133	57,066	55,547	53,344	52,475	55,496	59,004	51,844	52,125	52,225	59,570	54,326	51,107	51,444	54,604	52,773	50,979

注) 平成17年度から平成30年度までは決算額、令和元年度は3月補正後予算額、令和2年度以降は推計額としている。

-6.3%

第8章 建設計画の推進に向けて

「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の建設推進に向け、合併後、新市になって新たに策定される「総合計画」等との整合・調整を図りつつ、住民のために開かれた行政をめざして、住民参画の推進体制づくり、庁内計画推進体制の整備及び新市イメージづくりに合わせた情報発信を行います。

1. 住民参画の推進体制づくり

合併後の新しいまちづくりを進めるため、住民の幅広い意見や要望を視野に入れながら、併せてワークショップ方式を導入するなど、住民との協働・連携に基づく推進体制づくりを行います。また、地域の適正な土地利用や機能分担がなされ均衡ある発展を図るため、地域自治区単位での住民組織づくりを行い、新しいまちづくりを進めていきます。

なお、治山治水事業や国県道の整備など、国や県が行う事業については早期実現に向けて住民と一丸となった要望活動を展開し、市民が望む「安全で快適性に優れ魅力に富んだ日本一住みよい新市」の実現を目指します。

2. 庁内計画推進体制の整備

新市において、庁内の各課（室）長を構成メンバーとする「豊かなまち 夢空間 未来創造戦略会議（仮称）」を設置し、具体的実施計画や事業計画の策定、進捗状況の管理等を行うとともに、広報や新市ホームページを通じ住民への情報公開を行うなど、建設計画の着実な推進に努めます。

3. 新市のイメージづくりと情報発信

新市の良さをあしらったイメージづくりや新市としての住民意識の醸成を図るため、シンボルマークやキャラクターづくりなどC I（コーポレート・アイデンティティ）戦略を展開し、インターネットや広報誌あるいはマスメディアなど様々な情報媒体を通じて、国内のみならず世界各地へ情報発信を行い多様な交流や地域振興を促進します。